

平成二十二年三月九日受領
答弁第一八二号

内閣衆質一七四第一八二号

平成二十二年三月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員高市早苗君提出内閣総理大臣公邸の改修・補修・備品購入に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員高市早苗君提出内閣総理大臣公邸の改修・補修・備品購入に関する質問に対する答弁書

一の1から4までについて

内閣総理大臣としての職務は、内政外政の重要課題全般にわたり昼夜を問わず対応が求められるため、内閣総理大臣は、総理大臣官邸（以下「官邸」という。）に隣接する総理大臣公邸（以下「公邸」という。）に居住し、必要な場合に、即時に執務を行えるようにしているところ、公邸にあつては、このような内閣総理大臣の多忙な職務を支えるため、内閣総理大臣が休息し、常に健康な状態を保つ快適かつ安全な居住空間の確保が求められているところである。そのため、今般、和室の床改修を行ったものである。

お尋ねの「内装補修」の内容は、障子の貼替、室内の壁及びフローリングの床の補修並びに汚損のあつた台所天板交換である。和室の床改修並びに障子の貼替並びに室内の壁及びフローリングの床の補修については、一つの契約で行っているため、それぞれの支出額をお答えすることは困難であるが、当該契約の金額であれば、約百四十九万円である。また、台所天板交換に係る支出額は、約六十九万円である。

また、お尋ねの「経年劣化に伴う内装補修」は、ガラス手摺交換、木製ブラインドの電動ユニット交換であり、その支出額は、それぞれ、約九十九万円、約九十六万円である。

一の5から7までについて

これまでも、内閣総理大臣の交代の際には、必要な点検、清掃等を行うとともに、内閣総理大臣の入居に伴い要した内装補修及び経年劣化に伴う内装補修を行っていた。安倍元内閣総理大臣、福田元内閣総理大臣及び麻生前内閣総理大臣が公邸に入居する際に、これらについて支出した額は、それぞれ、約二百二十万円、約二百八十二万円、約三百八十二万円である。

二の1から3までについて

平成二十二年二月十二日の衆議院予算委員会における鳩山内閣総理大臣の発言は、公邸に入居するまでの間に要した経費について突然問われたため、記憶が曖昧なまま発言したものであり、同日の午後、改めて内閣官房の職員が事実関係を確認したものである。その結果、洗濯乾燥機の購入時期については、鳩山内閣総理大臣が公邸に入居後、しばらく使用した後、不具合があり、買い換えられたものであったため、記者に対し御指摘のような発言をしたものである。

二の4から8までについて

お尋ねの洗濯乾燥機二台については、麻生前内閣総理大臣が公邸に入居していたときから不具合が生じ

ていたため、修理が行われていた。鳩山内閣総理大臣の公邸入居後にも、同様の不具合が生じたため修理を行った。この間、洗濯乾燥機二台のうち一台については計三回、他の一台については計二回の修理を行ったところであるが、改善が見られなかったことから、買換えを行ったものである。買換えに際しては、省エネ性能の高い機種であるパナソニック株式会社製のNA-VR五六〇〇Lを購入したものである。なお、御指摘の型式の洗濯乾燥機が公邸に設置されていた事実はない。

三の1について

先の答弁書（平成二十二年二月二十三日内閣衆質一七四第一一三号）三について述べたことが事実である。

三の2について

公邸内の日常生活の場である居住部分に関しては、居住者以外の者が視察をするところではないと考えている。

四について

内閣官房においては、これまでも、公邸や官邸に係る経費の必要性やその額の適正性を精査するとともに

に、電力等のエネルギー使用の効率化にも取り組んできたところであり、今後とも可能な限り経費の節減に向けて取り組んでまいりたい。